

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画 事業一覧（第3章）

章・節	取組項目	取組概要	事業（施策）名	推進体制			着手・実施期間		
				行政	官民協働	関係機関	(短期) ~H30	(中長期) ~R4	
第3章 佐渡金銀山の保存管理									
	1	世界遺産の保存管理	ユネスコへ提出する世界遺産登録推薦書で示した内容に基づき、定期的かつ体系的な経過観察を行う。	世界遺産包括的保存管理計画に基づく保存管理	●		県文化行政課、佐渡市世界遺産推進課	→	→
	2	遺跡の保存等に係る調査研究の推進	長期的な視点に立った調査研究の計画を策定し、研究を推進する。	佐渡金銀山遺跡等発掘調査	●		県文化行政課、佐渡市世界遺産推進課	→	→
				佐渡鉱山関係資料調査	●		県文化行政課、佐渡市（世界遺産推進課、社会教育課）	→	→
	3	文化財保護法に基づく保存管理	文化財保護法に基づき、遺跡の保存管理を行う。	法令・規則等に基づく文化財保護のための行政措置の徹底	●		県文化行政課、佐渡地域振興局（地域整備部、農林水産振興部）、佐渡市（世界遺産推進課、社会教育課）	→	→
	4	各種計画に基づく保存管理	史跡保存管理計画や重要文化的景観保存計画等各種計画に基づき、対象エリアの保存管理を行う。	史跡保存活用計画・重要文化財保存活用計画・重要文化的景観保存計画に基づく保存管理	●		県文化行政課、佐渡地域振興局（地域整備部、農林水産振興部）、佐渡市（世界遺産推進課、社会教育課）	→	→
	5	景観条例に基づく景観保全	佐渡市景観条例に基づき、遺跡周辺の景観保全を行う。	景観条例の周知化	●		県都市政策課、佐渡地域振興局地域整備部、佐渡市（世界遺産推進課、建設課）	→	→
6	景観に配慮したデザインの検討	景観に配慮した公共事業等のデザインのあり方について検討する。	景観アドバイザー制度の拡充	●		県都市政策課、佐渡地域振興局地域整備部、佐渡市（世界遺産推進課、建設課）	→	→	